

## 台風 15 号、19 号及び 10 月 25 日の大雨による 銚子市被災者等住宅再建資金利子補給事業 ご案内

銚子市では、銚子市被災者等住宅再建資金利子補給事業を行います。

この事業は、令和元年台風第15号、第19号及び10月25日の大雨により、被害を受けた住宅の再建のため、金融機関から借り入れた資金について、その利子の一部を補給することで、被災者等による住宅の再建を促進し、災害復興の推進を図るためのものです。

### 1 対象区域 銚子市全域

### 2 対象者

令和元年台風第15号、第19号及び10月25日の大雨により、住宅に被害を受け、次のすべてに該当する者

- ① 災証明書を市から受けた住宅を自己または親族が所有する者で、災害被災時に自己または親族が当該被災住宅に居住していた者
- ② 市内の被災住宅の補修を行う者または被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を市内で行う者
- ③ 住宅再建（住宅の新築・購入・補修）資金について、令和元年9月9日以降に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、**令和2年3月31日まで**に融資の実行を受けた者

### 3 利子補給の内容

利子補給率	年利2%以内
利子補給期間	利子の支払い開始日から5年以内
利子補給対象限度額	10万円以上500万円以下

### 4 借入金の使途

次のいずれかの使途

- ① 被災住宅の補修
- ② 被災住宅に代わる住宅の新築または購入
- ③ 被災住宅に代わる住宅の新築または購入に必要な土地資金（土地のみの購入資金は除く）

※制度の詳細、手続きの流れ、申請書類などについては下記の問合せ先までご連絡ください。

【受付・相談の開始日：令和2年1月7日（火）】

問合せ先：銚子市 都市整備課 都市整備室 ☎0479-24-8945

# 利子補給の手続きの流れ

